

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を新調しその使用を開始する件 三六
- 災害救助法による救助を実施する件 三六
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三六
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三六
- 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件の一部を改正する件 三六
- 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三六
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 政治団体設立の届出があった件 三六
- 政治団体から届出事項の異動の届出があった件 三六
- 政治団体でなくなった旨届出があった件 三六
- 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件 三六
- 政治資金規正法による資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった件 三六
- 正 誤
- 平成二十三年九月十六日付け定例第二千三百十八号中 三六

告 示


福島県告示第四百七十四号

公印を次のように改刻し、平成二十三年十月十一日その使用を開始する。

平成二十三年十月十一日

職 印

福島県知事 佐藤 雄平

番号	20	公印の名称	福島県水産種苗研究所長印	印影		公印管理者	福島県水産種苗研究所長
----	----	-------	--------------	----	---	-------	-------------

(文書法務課)

福島県告示第四百七十五号

台風第十五号により災害が発生した郡山市の区域について、平成二十三年九月二十一日から災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助を実施する。

平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(災害対策課)

福島県告示第四百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

指定年月日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
富岡町大玉仮設診療所	安達郡大玉村大字玉井字横堀平一五八一	平成二十三年八月一日
新地歯科医院	相馬郡新地町小川字北原一二一一	同 年七月一日
城東調剤薬局	会津若松市城東町六一一九	同 年八月一日
こくぶ薬局 湯川店	会津若松市湯川町一五五四	同 年八月一日
ベース薬局 本町店	二本松市本町二一七八 三浦ビル一階	同 年八月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

名	称	所在地
変更前	変更後	
てらまち薬局	クオール薬局	須賀川市東町一六〇一
かがみいし薬局	クオール薬局 かがみいし店	岩瀬郡鏡石町久米石南四八六

（社会福祉課）

福島県告示第四百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

名	称	所在地
変更前	変更後	
田代歯科医院	須賀川市東町五三―三	須賀川市中町一七―八

（社会福祉課）

福島県告示第四百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

名	称	所在地	廃止年月日
新地歯科医院		相馬郡新地町谷地小屋字萩崎三六―二	平成二十三年六月三〇日
こくぶ薬局湯川店		会津若松市湯川町一―五七	同 年七月三十一日

（社会福祉課）

福島県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
鈴木正典	東白川郡棚倉町大字 字棚倉字下町五三―一	スズキ接骨院	東白川郡棚倉町大字	平成二十三年八月一日
中田照崇	石川郡石川町字北町一	中田接骨院	石川郡石川町字北町	同 年九月二日

（社会福祉課）

福島県告示第四百八十一号

家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件（平成二十三年福島県告示第三百三十二号。以下「旧告示」という。）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十一日から施行する。
なお、この告示の施行の前日に旧告示の規定により受けた検査については、改正後の告示の規定により受けた検査とみなす。
平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

五中「（寒天ゲル内沈降反応）」を「（鶏を検査する場合にあってはエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては寒天ゲル内沈降反応）」に改める。

（畜産課）

福島県告示第四百八十二号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第六条第二項の規定により、市町村道に係る同条第一項に規定する特定災害復旧等道路工事を次のとおり行う。
平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	工 事 の 区 間	工事の開始の日
大洲松川線	相馬市磯部字芹谷地二五四番三九地先から 同 市尾浜字松川一八六番地先まで	平成二十三年一〇 月一日

（道路管理課）

公 告

公告第百八十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十三年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十月三日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふれあいサポート館アトリエ
- 三 代表者の氏名
倉本 信之
- 四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市中村字北町一番地の八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、幼児児童から青少年そして成人高齢者にいたる方々に対して、生涯におけるライフサイクルの中で、一人ひとりの持つ能力を出し切れる場の提供と、お互いの能力や資源を活用できるようにあらゆる角度からサポートし、一人ひとりが生きがいや創造し感性豊かな人間性を高め健やかに人間らしく暮らせる地域社会を作ることとに貢献することを目的とする。

（文化振興課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。
平成二十三年十月十一日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石堂正章後援会	小針 弘士	吉田 勝昭	須賀川市宮先町二六	平成二十三年七月二五日
長田守弘後援会	大泉 清	鈴木 常一	岩瀬郡鏡石町中央九九	平成二十三年八月二五日
三瓶文博後援会	三瓶 文博	大内 春幸	田村郡三春町字中町一	平成二十三年九月五日
白河1ミリの会	大竹 功一	辻本 辰夫	白河市年真町二九	平成二十三年八月二三日
つじまさひこ後援会	森田 啓文	川上 智宏	郡山市富田町逆池下一一六 1F	平成二十三年九月二二日
にいつまかおりと相馬の未来を考える会	新谷 香織	馬場 秀子	相馬市尾浜字南ノ入二四一―三	平成二十三年九月二六日

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。
平成二十三年十月十一日

平成二十三年十月十一日

一 政党の支部

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党福島県第四選挙区支部	代表者 谷ヶ城 慶二 会計責任者 菅家 一郎 事務所所在地 会津若松市東栄町五―一九菅家ビル2F	代表者 菅家 一郎 吉野 正芳 渡部 誠一郎	代表者 渡邊 泰夫 星 久守	平成二十三年八月二二日
自由民主党福島県いわき市第六支部	代表者 野谷町諏訪ヶ崎一―一 事務所所在地 いわき市常磐水	代表者 吉田 勝実 吉田 勝実	代表者 湯長谷町上の台三六カルチャーゆながやA号	平成二十三年七月二五日
自由民主党白河市総支部	代表者 斉藤 真人 事務所所在地 いわき市常磐水	代表者 吉田 勝実	代表者 湯長谷町上の台三六カルチャーゆながやA号	平成二十三年九月二二日
石堂正章後援会	代表者 柳沼 完志 事務所所在地 会津若松市東栄町五―一九菅家ビル2F	代表者 吉田 勝昭	代表者 湯長谷町上の台三六カルチャーゆながやA号	平成二十三年八月二二日
一清会	代表者 野谷町諏訪ヶ崎一―一 事務所所在地 いわき市常磐水	代表者 湯長谷町上の台三六カルチャーゆながやA号	代表者 湯長谷町上の台三六カルチャーゆながやA号	平成二十三年八月二九日

政治団体の名称	代表者	公職の候補者の氏名及び公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	届出年月日
菅家一郎連合後援会	菅家 一郎	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	平成二十三年八月二九日
大内康司後援会	鈴木 健夫	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	平成二十三年八月八日
菅家一郎創政会	鈴木 健夫	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	平成二十三年八月二九日
車田けんぞう後援会	須賀川市西川山本一三七―一	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	平成二十三年七月二〇日
光輝会	いわき市常磐水野谷町諏訪ヶ崎一―一	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	平成二十三年七月二〇日
清水敏男後援会	湯長谷町上の台三六カルチャーゆながやA号	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	平成二十三年七月二〇日

成田しん一後援会	野谷町諏訪ヶ崎 一―一	湯長谷町上の台 三六カルチャー ゆながやA号	七月一日
萩原太郎後援会	津町下米塚七〇 三	会津若松市北会 津町東小松二二 四八	平成二十三年 八月二二日
福島県税理士政治連盟喜多方支部	川田 美緒子	福島市岡部字西 原六六	平成二十三年 八月三日
福島県トラック政策推進協議会	渡邊 泰夫	星 久守	平成二十三年 八月一日
福島県農業者政治連盟たむら支部	富塚 正	安藤 善凱	平成二十三年 七月二七日
星公正後援会	南会津郡南会津町田島字鎌倉崎 乙一七―三	南会津郡南会津町和泉田字稲場 五六〇八	平成二十三年 九月一日
水野さちこ後援会	会津若松市北青木二―五九	会津若松市和田一丁目八―二	平成二十三年 九月一六日
むろい照平後援会	政治団体の名称 むろい照平後援会	室井照平後援会	平成二十三年 九月二二日
矢内よしまさ後援会	代表者 鈴木 勝徳	会津若松市東栄町四―一九	平成二十三年 七月二五日
	代表者 鈴木 正則	会津若松市南花畑三―三六	
	代表者 鈴木 信一郎		

福島県選挙管理委員会告示第五十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。
平成二十三年十月十一日
福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

一 政党の支部

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	年月日
国民新党憲友会福島県支部	解散	平成二十三年七月一五日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	年月日
十文字忠一後援会	解散	平成二十三年七月二四日
山本ただお後援会	同	平成二十三年七月一〇日

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
平成二十三年十月十一日
福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容
菅家 一郎	衆議院議員	菅家 一郎創政会	公職の種類	新
室井 照平	会津若松市	むろい照平後資金管理	衆議院議員	旧
			会津若松市長	

長		援会	
主たる事務所の所在地		団体の名称	
会津若松市東栄町四一九	会津若松市南花畑三三六	後援会	援会

福島県選挙管理委員会告示第六十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。
 平成二十三年十月十一日

福島県選挙管理委員会
 委員長 菊地俊彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	届出年月日
十文字 忠一	白河市議会議員	十文字忠一後援会	平成二十三年七月二七日
山本 忠男	白河市議会議員	山本ただお後援会	平成二十三年七月二六日

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年九月十六日付け定例第二千三百十八号中

三四一	上	目次中	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	土地改良区の就退任した旨届出があった件
-----	---	-----	------------------------	---------------------